

## 1 いじめに対する基本的な認識

### (1) いじめの定義と要素

- ① 「いじめ」とは、学生に対して、本校に在籍している等当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ② 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。
- ③ いじめの有無の判断においては、「一定の人間関係」または「影響を与える行為」の事実関係の立証を求めている。
- ④ いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」や「集団性」、「一方的で力関係がある」等の要素により限定して解釈してはならない。

### (2) いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団から無視される。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ 上記⑦の様子を撮影される、他者に送信される。
- ⑨ SNS上等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。などが挙げられる。

### (3) いじめの禁止

学生は、いじめを行ってはならない。本校は、年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を醸成するよう努めなければならない。

### (4) いじめ防止対策の基本的な視点

- ① いじめを単なるけんかやトラブルとして受け止めず、人権侵害、差別の問題として受け止める。  
人間関係を破壊したり、人間形成を阻害したりするもので、時には生命の危機にも関わる重大な問題であると受け止める。
- ② 「いじめを受けている側にも問題がある」という見方をしない。

このような見方は被害者の人格を否定し、被害者救済を妨げるものであり、いじめを許容することになる。

- ③ いじめであるか否かは、いじめを受けた者の受け止め方で判断する必要がある。

「その程度で・・・」といった見方は、いじめを受けた者の心情をかえって傷つける。

- ④ いじめを未然に防止することやいじめを早期に解消することは、学生の成長・発達にとって重要な問題として受け止める必要がある。

学校では、全教職員の共通理解を図るとともに、保護者の理解と協力を得ながら、未然防止、解消等に全力を傾けなければならない。

- ⑤ 「いじめはどの学校でも、どの学生にも起こりうるものである」という危機意識をもって対応する必要がある。

自分の学校では、自分の学級では等、他人事として考えるのではなく、常にいつ自分の学校・学級で起きるかもしれないという危機意識を常に持つておく必要がある。

- ⑥ いじめについては、被害を受けた学生や周囲の学生が、多くの場合その被害を相談していない実態を把握しておく必要がある。

学生の全てが教員等に相談をしているわけではなく、相談していない実態があることを理解し、いじめを教員自らが発見する努力が必要である。

- ⑦ いじめを傍観させないことを指導する必要がある。

いじめの傍観は、いじめ行為と同様に許される行為でないことを、学生達に指導をしておく必要がある。

- ⑧ いじめは解消後も注視する必要がある。

一度起きたいじめは、いつ、どのような場面で、再発する可能性があるのか分からない。解消したとして安心するのではなく、引き続き注視する必要がある。

#### (5) 学校及び教職員の責務

- ① 本校及び教職員は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。）及び「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー」（令和2年4月30日改訂。）に定めるところにより、本校に在籍する学生の独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項第2条に定める者（以下「保護者等」という。）、地域住民、関係教育機関、児童相談所、法務局その他の関係者との連携を図りつつ、本校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- ② 本校の全ての教職員は、未然防止、早期発見、重大事態への対応について適切に職務を行わなければならない。

また、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。

- ③ 校長は、自らが本校のいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行しなければならない。

## 2 未然防止

### (1) いじめを許さない学校・学級・寮生活のポイント

#### ① いじめ問題には未然防止の視点で対応する。

「いじめが発生してから対応する」のではなく、「いじめを生まない、許さない風土をつくる（未然防止）」ことが必要である。全ての学生に健全な社会性を育み、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」、「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない行為である」ことを定着させる。

#### ② 信頼関係の中にこそ、いじめの解決の糸口がある。

日頃から、学生とのコミュニケーションを密にし、学生が教員等に何でも話せる、相談できる信頼関係を構築するとともに、「いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為である」ことを、学生に認識させる。

#### ③ 教育活動を通して学生の豊かな人間性の醸成を図る。

教育活動を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす態度を育成し、友情の尊さや生きることの素晴らしさ等について、心からその価値を感じるように適切に指導する。

### (2) いじめを未然防止するための手だて

#### ① 学級担任による学級の充実

ア. 共感し受け入れる態度を示すことにより、一人ひとりのよさが発揮され、障害等による差別意識をもたず、互いを認め合うことのできる学級づくりを進める。

イ. 自主的活動を保証し、規律と活気のある学級づくりを進める。

ウ. 学生主事・学生相談室が連携して定期的に行うアンケートや、出欠状況や遅刻・早退の回数、成績の低下、普段と異なる表情や体調不良等から実態を把握し、心の変化を素早くつかみ、状況に応じ、グループウェアを通じて、関係教職員で情報共有し、早期対応に繋げる。

#### ② 教科担当教員等による学生指導の充実

ア. 「自己決定」「自己存在感」「共感的な人間関係」のある授業づくりを進める。イ.

「楽しい授業」「分かる授業」を通して学生たちの学びを保証する。

ウ. 発言や集団への関わりに消極的な学生に対して、教員が適切に支援し、達成感や連帯感、自己肯定感がもてるよう配慮する。

エ. 自らの授業づくりの在り方を定期的に見直し、先の見通しをもって進める。

オ. いじめのきっかけは言葉によるものが大半であるため、人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導を行うとともに必要に応じてグループウェアで情報を共有する。

(例)「キモイ」「ウザイ」「死ね」「殺す」等

#### ③ 学生対象いじめ防止研修の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成等、いじめ防止に関わりのある教材を取り入れた指導計画に基づいて、いじめを許さない心情を育てる研修を実施する。

研修は、学生主事が学生相談室と連携し全学生に対し1回以上開催する。

#### ④ 教職員対象いじめ防止研修の実施

教職員が、共通理解で取り組むことができるよう研修を実施する。

研修は、学生主事が学生相談室と連携し年に1回以上開催する。

#### ⑤ 学校行事の工夫

学生が、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化を得られるような企画や工夫を行う。

#### ⑥ 寮生活の工夫

団体生活を通じて、友愛、協調及び自主の精神を培い、責任と規律のある習慣を体得させ、将来にわたる人間形成に資するよう取り組む。

#### ⑦ 課外活動の工夫

課外活動は、学校教育の一環として行われる教育活動であり、スポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の構築や学生自身の自己肯定感を高めるよう取り組む。

### 3 早期発見

#### (1) 学生のサインを見逃さない

いじめは発見しにくいもの、発見されにくいものであると認識し、日頃から学生を注意深く観察する必要がある。また、日常の行動や生活の様子から、ちょっとした変化を見逃さないように努め、特にいじめられる側の学生のサインを決して見落としてはならない。

#### (2) いじめを早期発見するための手だて

##### ① 学級担任による学生のきめ細やかな観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。

また、集団から離れて一人でいる学生や、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教員から声を掛け様子を伺う。持ち物の紛失にはすぐに対応する。

##### ② 複数の教職員による観察

ア. 多くの教職員が様々な教育活動を通して学生たちと関わることにより、発見の機会を多くする。

イ. 教室から研究室へ戻る経路を時々変えたり、トイレ等を確認したりすることも気になる場面の発見に繋がる。

ウ. 教員がいない場所ほどいじめが起こりやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を積極的に行うことも、発見を容易にする。

##### ③ いじめアンケート調査の活用

ア. 全学生対象アンケートを、学生主事が学生相談室と連携し年に4回以上実施する。

イ. アンケートの集計や分析には、複数の教員であたり、記述内容の分析等にはカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

ウ. 学生の間人間関係に変化が表れる時期（新年度や長期休業明け等）に実施する。

##### ④ 面談を通じた把握

ア. 適宜学級担任による面談を実施するとともに、学生が希望をする時には面談ができる体制を整えておく。

イ. 面談方法や面談結果について、カウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。必要に応じてカウンセラー等が面談を行う。

#### ⑤ 保護者等からの情報

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースがある。校内での発見が難しい場合もあるため、学級担任は、保護者等から情報を得られるよう常に風通しのよい関係を心掛ける。保護者等対象いじめ防止アンケートを、学生主事が学生相談室と連携し年に1回以上実施する。

#### ⑥ いじめが疑われるときの対応

ア. 注意深く見守り、速やかに他の教員に相談し、一人で抱え込まず、複数の目で判断する。

イ. いつもと違う状態や行動の背景、学生同士の関係等、全体像を正しくつかむ。

ウ. 指導を開始する時期を逸さない。いじめに関わっている関係者から詳細な聞き取りを行う場合は、速やかに複数の教員で対応する。

エ. 先入観に惑わされたり、表面的な問題行動だけに目を奪われたりしないように、学生のサインを見逃さず、各方面からのいじめについての客観的な情報を得る。

### 4 早期対応

#### (1) いじめの発見から組織的な対応の流れ

いじめの情報をキャッチした教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。併せて、直ちに、その状況を学生主事又は教務主事、寮務主事に報告するとともにグループウェアを通じて関係教職員と情報を共有する。

各主事は校長に報告し、校長はいじめ対策委員会による組織的な対応を図る。

必要に応じ、カウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

また、情報共有とその後の的確な対応に資するよう正確に記録するとともに、適切に保存する（記録の保存年限は、いじめに係る学生が卒業、退学等をしてから5年間）。

#### ① いじめを察知したら、学生主事又は教務主事、寮務主事に報告する。

いじめ（いじめの疑いがある場合も含む）を発見したら、その状況を直ちに各主事に報告する。

※ いじめを発見した場合は、様々な対応が発生するが、その都度、各主事に確実に報告・相談する。

#### ② 校長によるいじめ対策委員会の開催

各主事から報告を受けた校長は、いじめの発見後、速やかにいじめ防止基本方針に基づいて設置した「いじめ対策委員会」を開催するとともに、高専機構本部から指定された様式により高専機構本部に報告する。

#### ③ いじめ対策委員会で情報を共有し、組織的な対応を図る。

いじめの事実に基づいて、どのように解決していくのかを協議し、対応方針と役割分担を決定する。指導方針等については、全教職員に共通理解を図り、組織的に問題解決を図る。

ア. 情報を整理し、調査方針に基づき分担して調査する。

・ 報告された状況を整理し、いじめの態様、いじめを受けている学生、いじめを行った学生、傍観したり周囲にいたりした学生の状況等の情報を、役割分担して速やかに収集し事実関係を把握する。

「いつ、どこで、だれが、何をしていた、なにが、どうなった」の聞き取りを行う。

イ. 指導方針の決定

・ 緊急性の確認（自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度を確認）

・ 事案の検討を行い、解消に向けた具体的な計画を立てる。

・ 対応の際に留意すべきことを確認

ウ. 指導体制の編成と、対応担当の決定

- ・ いじめを受けた学生の支援担当
- ・ いじめを行った学生の指導担当
- ・ 傍観したり周囲にいたりした学生と全体への指導担当
- ・ 保護者等への対応担当
- ・ 教員会議で報告し、共通理解を図る。

エ. 深刻ないじめ問題及びいじめによる重大事態が発生したときの対応

※「5 いじめの重大事態への対応」を参照

④ いじめが解決した後も経過観察を行う。

いじめはなくなっても、そこにいる人間関係の構成が変わらなければ、いじめが再発する可能性がある。いじめを繰り返さないためにも継続的にいじめを受けた学生、いじめを行った学生を観察していく必要がある。

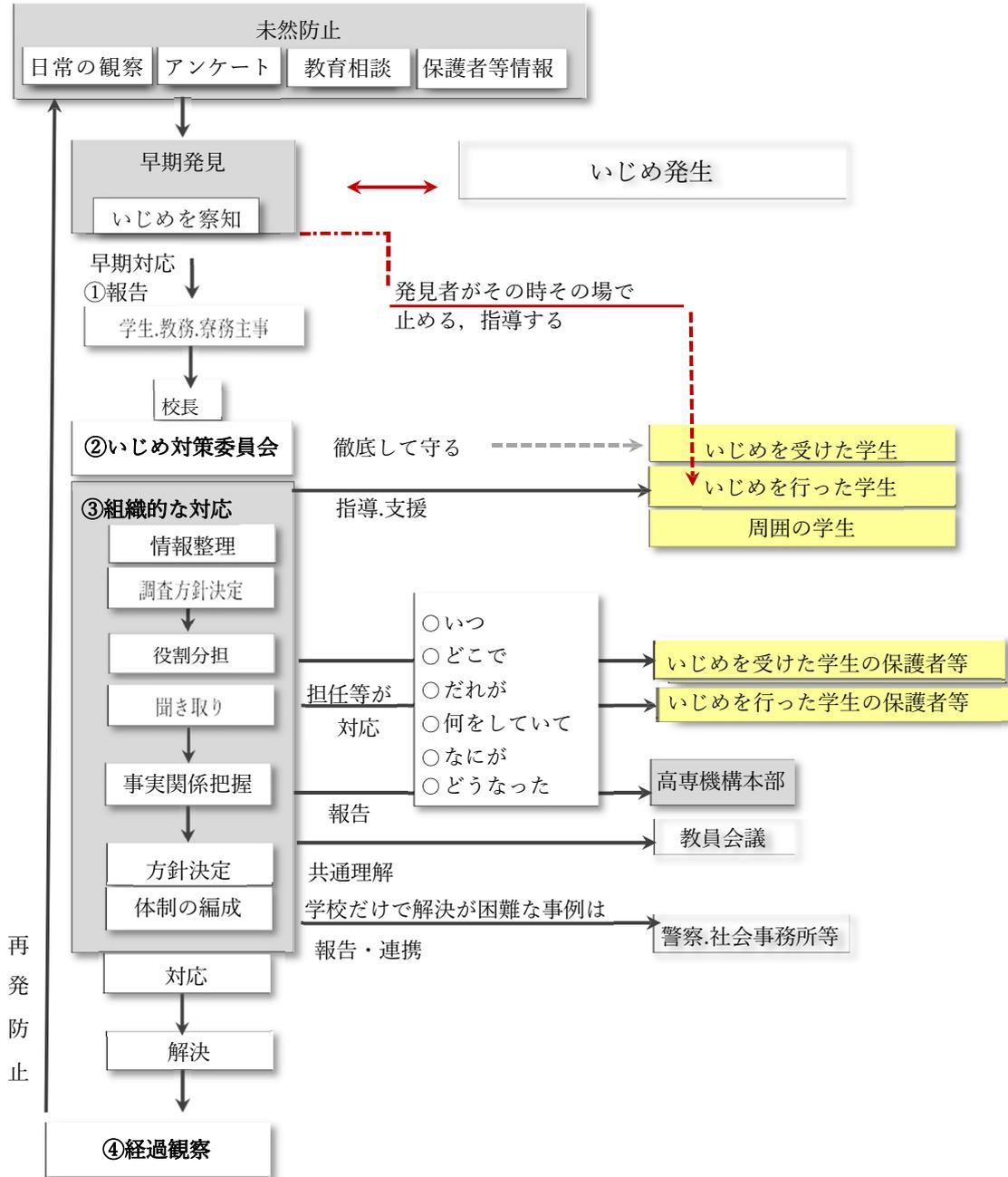
ア. いじめが解決した後、いじめを受けている学生、いじめを行った学生の人間関係を継続（少なくとも3カ月程度）して観察を続ける。

イ. カウンセラーを活用した、いじめを受けた学生への心のケアを行う。

ウ. いじめ対策委員会において、いじめを受けた学生の情報共有を行う。

エ. 研修等、心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

# いじめ対応フロー



## (2) 具体的な対応

### ① いじめを受けた学生への対応

|        |   |
|--------|---|
| 基本的な姿勢 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の安全を保証する<br/>いかなる理由があっても、徹底していじめを受けた学生の味方になる。学級担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。</li> <li>・学生の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。</li> </ul>   |
| 事実の確認  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任、学生主事を中心に、学生にとって話しやすい教員が対応する。</li> <li>・いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。</li> </ul> <p>※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。</p>  |
| 支援     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校はいじめを行った学生を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。</li> <li>・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、学生のよさや優れているところを認め、励ます。</li> <li>・いじめを行っている学生との今後の付き合い方等、行動の行方を具体的に指導する。</li> <li>・学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校の連絡先を教えておく。</li> <li>・「君にも原因がある」とか「がんばれ」等という指導や安易な励ましはしない。</li> </ul> |
| 経過観察   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡帳の交換、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。</li> <li>・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。</li> </ul>  |

### ② いじめを行った学生への対応

|        |   |
|--------|---|
| 基本的な姿勢 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然とした態度で指導する。</li> <li>・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。</li> <li>・心理的な孤立感・疎外感を与えることのないようにする等、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。</li> </ul>  |
| 事実の確認  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応する教員は中立の立場で複数による事実確認を行う。</li> <li>・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。</li> </ul>   |
| 支援     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。</li> <li>・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。</li> <li>・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせ、今後の行動の仕方について考えさせる。</li> <li>・不平不満、本人が満たされない気持ち等をじっくり聴く。</li> <li>・いじめの状況に応じて、いじめを受けている学生を守るために、いじめを行った学生に対し出席停止の措置を講じる、警察等関係機関の協力を求める等、厳しい対応策</li> </ul> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>を取ることも必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、学校と保護者等間で十分な共通理解、及び連携を図る。</li> </ul> |
| 経過観察 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡帳、面談等を通して、教員との交流を続けながら成長を確認していく。</li> <li>・授業や学級活動等を通して、気持ちが向上するように向かわせていく。</li> </ul>                          |

### ③ 傍観したり周囲にいたりした学生への対応

|        |   |
|--------|---|
| 基本的な姿勢 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは、学級や学科全体の問題として対応していく。</li> <li>・いじめの問題に、教員が学生と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。</li> </ul>   |
| 事実の確認  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの事実を告げることは、「チクリ」等というものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。</li> <li>・いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている学生を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。情報の発信元は、絶対に明かさないと伝える。</li> </ul>  |
| 支援     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・傍観したり周囲にいたりした学生も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。</li> <li>・いじめを受けている学生が、傍観していた学生の態度をどのように感じていたかを考えさせる。</li> <li>・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。</li> <li>・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や、言葉遣い等について振り返らせる。</li> <li>・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。</li> </ul> |
| 経過観察   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動や学校行事等を通して、集団のもつ力をよい方向に向けていく。</li> <li>・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。</li> </ul>  |

### ④ 聞き取り調査の際の留意事項

- ・いじめを受けている学生や、傍観したり周囲にいたりした学生の聞き取りは、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- ・安心して話せるよう、その学生が話しやすい人や場所等に配慮する。
- ・関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないように細心の注意をはらう。

### ⑤ 聞き取り調査の段階ではならないこと

- ・いじめを受けている学生といじめを行っている学生から同じ場所で事情を聴くこと。
- ・注意、叱責、説教だけで終わること。
- ・双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・誠意ある謝罪を行わず、保護者等が納得しない状況を改善しないこと。
- ・当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

## ⑥ 保護者等との連携

### いじめを受けた学生の保護者等との連携

- ・ 学級担任を中心に、主事等と連携して対応する。
- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い（もしくは来校いただいて面談設定し）、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して学生を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者等から学生の様子等について情報提供を受ける。
- ・ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者等への連絡を避けることを依頼する。
- ・ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

### いじめを行った学生の保護者等との連携

- ・ 学級担任を中心に、主事等と連携して対応する。
- ・ 聞き取り後、来校と付き添いによる帰省を依頼し、事実を経過とともに伝え、その場で学生に事実の確認をする。
- ・ いじめを受けた学生の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と学生の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・ 事実を認めなかったり、「うちの子どもは首謀者ではない」と、学校の対応を批判したりする保護者等に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教員の学生を思う信念を示し、理解を求める。

### 保護者等との日常的な連携

- ・ 「ホームページ」、「学級通信」、「弓削商船だより」等の通信や保護者懇談等で、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法等を周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

### 保護者等の不信をかう対応

- ・ 保護者等からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」等と言う。
- ・ 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」等の誤った発言をする。
- ・ 電話で簡単に対応する。
- ・ 保護者等を非難する。
- ・ これまでの子育てについて批判する。

## (3) ネット上のいじめへの対応

### ① ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

## ② 未然防止

ア. 保護者等と連携・協力し、双方で指導を行う。

メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談することを周知する。

イ. 情報モラルに関する指導を工夫する。

インターネットの特殊性による危険や学生が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

- ・ 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ・ 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ・ 違法情報や有害情報が含まれていること
- ・ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- ・ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

## ③ 早期発見・早期対応

いじめ対応と同じ対応だが、被害の拡大を防ぐために書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

ア. 書き込みの確認

- ・ 掲示板のアドレスを記録
- ・ 書き込みをプリントアウト、撮影

イ. 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・ 掲示板の管理人に削除依頼
- ・ 掲示板の管理人が削除しない場合や管理人の連絡先が不明な場合は掲示板のプロバイダに削除依頼
- ・ 掲示板のプロバイダが削除しない場合は、警察、法務局、地方法務局に相談  
学校非公式サイトの削除も同様。
- ・ 削除確認したら、学生・保護者等に説明する。

## 5 いじめの重大事態への対応

### (1) 本校における取り組み

- ① いじめにより在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合には、学校関係者に第三者を加えた調査委員会又は第三者からなる調査委員会において調査を行う。
- ② 重大事態に関わる調査を行う際には、調査方法等について事前に、いじめを受けた学生及び保護者等の意向を踏まえて調査し、結果について、必要に応じて調査報告書を用いて、適切に説明する。
- ③ 重大事態が発生した際には、速やかに高専機構本部に報告する。
- ④ いじめられた学生の安全の確保を行う。
- ⑤ いじめられた学生が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を行う。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携を行う。
- ⑦ 調査中であることを理由にいじめられた学生及び保護者等への説明、支援・助言を怠ってはならない。

## (2) いじめの調査

- ① いじめを受けた学生や保護者等のいじめの事実を明らかにしたい、何があったかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。
- ② 学校として自らの対応に不都合があったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、いじめを受けた学生・保護者等に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
- ③ 重大事態の調査は、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者等に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに、当該重大事態に関する高専機構本部又は学校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことが目的であることを認識すること。
- ④ 詳細は調査を行わなければ、事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。

また、いじめはいじめを行った学生等の述べる理由の如何に関わらず絶対に許されないものであるものであり、個々の教職員の判断で「いじめではない」としたり、「いじめられる原因がある」などといじめを受けた学生やその家庭に問題があったと発言するなど、いじめを受けた学生・保護者等の心情を害することは厳に慎むこと。
- ⑤ 特に、自殺案件の場合、学校外のことで学生が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまで学校が気づき、救うことができた可能性がある。従って、いじめが背景にあると思われるか否かにかかわらず、学校として適切に事実関係を調査し、再発防止策を講じる責任を有しているということを認識すること。
- ⑥ いじめを受けた学生や保護者等が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校が可能な限り自らの対応を振り返り、検証をすることは必要となる。それが、再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性がある。このため、決していじめを受けた学生・保護者等が望まないことを理由として必要な調査や自らの対応を検証することを怠ってはならない。
- ⑦ 以上を踏まえた上で、学校いじめを受けた学生・保護者等に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること。

## 6 文書の取扱い

いじめの防止等の対策のために作成した資料及び収集した資料について、誤った廃棄等が行われることがいよう、独立行政法人国立高専機構法人文書管理規則（機構規則第107号）に基づき、適切に取り扱うとともに、いじめに係る学生が卒業、退学等をしてから5年間は保存するものとする。